

# 家族支援のためのチェックリスト（標準用）

（整理No. \_\_\_\_\_）

児童氏名：	A	：生年月日	3才	：評価回数	1回目	：次回評価	年	月
記入年月日：	年	月	日	：虐待種類	身体	：評価目的	分離の可否	
				：評価者サイン（複数）		：評価時期	初期	

## 「児童の状況」

② 親に対する恐怖心の程度（親と安定して向かい合えること）

具体的に：  
 ? .  ①  2  3  4  5  
 本児、一時保護時に実母と再開した時、実母の顔を見ると固まって反対方向へ行ってしまう。実父にも近づかない。

③ 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

具体的に：  
 ? .  1  ②  3  4  5  
 本児は分離直後、多動傾向、人の顔を見ても反応しない、禁止に対して激しく抵抗するといった行動が認められる。

④ 虐待（親子関係不調）に対する認知の程度（自己評価・親評価の修正）

非該当  
 ? .  1  2  3  4  5  
 年齢が小さいため、評価は難しいため非該当。

## 「親・精神的（心理的）状況」

⑤ 「虐待の事実（親子関係不調）」を認めていること

具体的に：  
 ? .  1  2  ③  4  5  
 本児を傷つけたことについては、悪かった、やりすぎたと話している。しかし、解決に向けた言動はない。実父も時には体罰を行っていたと実母は話しているが、実父には確認できていない。

⑥ 子どもの立場に立った見方・感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）

具体的に：  
 ? .  ①  2  3  4  5  
 実母は、実父が助けてくれないし、自分にも仕事があり、これまでのことは仕方ないと話している。実父は、育児は母の仕事と考えている。

⑦ 子どもへの衝動のコントロールができること（虐待に至らないこと）

具体的に：  
 ? .  1  ②  3  4  5  
 実母は、自分がカッとなることには気づいている。ただ、そのことをどうしたらよいかとは考えていない。

⑧ 親が精神的に安定していること

具体的に：  
 ? .  1  ②  3  4  5  
 実母は、母方祖母との関係で、きょうだいの中で差別されてきたと感じており、自分がまだ甘えたいと話している。

## 「親・家族の社会的状況」

⑩ 生活基盤が安定していること（経済面、住居等）

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  ⑤  
 実父は真面目に仕事をしている。実母はパート勤め。この仕事は続けていきたいと考えている。

⑪ 公的機関（主に児相相談所）との相談関係が築かれていること

具体的に：  
 ? .  1  2  ③  4  5  
 児相への通所面接は始まっており、現在のところキャンセルもない。しかし、まだ関係を作っている段階である。実父は連絡した時の対応は良いが、接触を避けている印象がある。

⑫ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること

非該当  
 ? .  1  2  3  4  5  
 在宅生活を考えた時点でチェックする。

⑬ 適切なサービス（公的・私的）を利用あるいは受け入れる態度

非該当  
 ? .  1  2  3  4  5  
 在宅生活を考えた時点でチェックする。

## 「親子関係の状況」

⑭ 親子がお互いに安心して過ごせること

具体的に：  
 ? .  ①  2  3  4  5  
 実母は、一時保護時、久しぶりに本児の顔を見たら可愛いと話したり、別れた後に泣いていたが、本児の方は固まってしまう。実父に対しては、実母ほどではないが、あまり近づかない。

⑮ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること

具体的に：  
 ? .  ①  2  3  4  5  
 実母は全く本児を拒否している訳ではなく情はあるが、本児をまるごと肯定している訳でもない。実父は、可愛がろうとするが、本児が嫌がっている印象がある。

⑯ 子どもの物理・心理的居場所があること（家族関係や家族状況が調整されていること）

具体的に：  
 ? .  ②  1  2  3  4  5  
 一時保護後、時間が経っておらず、まだ調査段階である。

（このチェックリストは、横浜市児童相談所が作成したものを基に作成しています）

家族評価ワークシート(標準用)

児童氏名: A

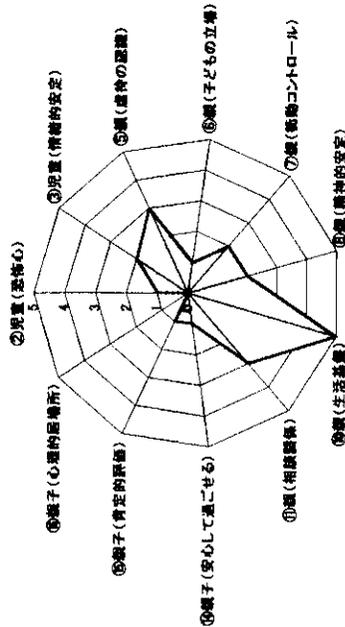
生年月日: 3才

記入年月日: H 年 月 日		評価の目的: 分離の可否	
項目		総合評価(方針)	
児	2 親への恐怖心	1	<p>保育園の通告から、その日に実母との面談、本児の一時保護をしたケースである。</p> <p>児相のかかわりは初期段階であり、今後、本児の行動観察、両親の見立てが必要な段階である。</p> <p>本児に対して、生後1年ほどは実母なりに一生懸命育ててきたようであるが、実母の思い通りにならない子育てに嫌気がさしたようである。</p> <p>実母には「抑鬱状態」との所見がある。</p> <p>現在の状態は、実母の衝動コントロールが難しいこと、実父もそれを止められないこと、本児が両親に対して愛着関係を結べていないこと等を考えると、この状態で家庭に返すことは、虐待の再発につながる恐れが大きく、公的保護が適当であると認められる。</p> <p>今後は、実母の見立てのための精神科Dr受診、児相での継続的な面談、実父に対するアプローチが必要であり、その経過次第で、再接触の可能性を探る必要がある。</p>
	3 対人関係情緒の安定	2	
	4 虐待に対する認知	非該当	
	5 虐待の事実認識	3	
親・精神的(心理的)状況	6 子どもの立場理解	1	
	7 衝動コントロール	2	
	8 精神的安定	2	
	# 生活基盤	5	
	# 公的機関との相談関係	3	
親・家族の社会的状況	# 地域のモニター機能	非該当	
	# サービス利用への影響	非該当	
	# 安心して過ごせる	1	
親子関係	# 互いの肯定的評価	1	
	# 物理的・心理的居場所	?	

評価者  
児相担当者  
対策班幹事指導チーム

次回評価予定時期 年 月

\*「0」は「？」を表す



# 家族支援のためのチェックリスト（標準用）

（整理No. \_\_\_\_\_）

児童氏名： A	：生年月日 3才	：評価回数 2回目	：次回評価 年 月
記入年月日： 年 月 日	：虐待種類 身体	：評価目的	面会の可否
	：評価者サイン（複数）	評価時期	中期 I

## 「児童の状況」

### ② 親に対する恐怖心の程度（親と安定して向かい合えること）

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 児童養護施設入所後、しばらくは親の話はあまりしなかったが、だんだん父親のことを話すようになり、担当職員に家に連れて行ってあげるとか、母親に会わせてあげるといった発言が出てきている。ただ、現実には再接触をしていないため、「1」ではなくってきているという評価。

### ③ 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 分離後、1ヶ月程は他児とのトラブルも多く、多動傾向も認められた。しかし、担当職員が密に関わることで、担当職員に依存的となり、赤ちゃんのように甘える退行も見られるようになってきた。その後、他児とのトラブル・多動傾向も減少してきている。

### ④ 虐待（親子関係不調）に対する認知の程度（自己評価・親評価の修正）

非該当  
 ? .  1  2  3  4  5  
 具体的に：  
 年齢が小さいため、評価は難しい。

## 「親・精神的（心理的）状況」

### ⑤ 「虐待の事実（親子関係不調）」を認めていること

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 実母は、児相面接の中で、母方祖母・実父に対する不満が表現され、自分だけの責任ではないと話している。実父も実母と一緒に面接に来ることがあり、体罰については認めている。ただ、育児は母が行うものであるという価値観は変わっていない。

### ⑥ 子どもの立場に立った見方・感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 実母は、母方祖母・実父への不満を話す一方で、本児に対して悪かったという思いは出始めている。

### ⑦ 子どもへの衝動のコントロールができること（虐待に至らないこと）

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 本児について、両親で夫婦喧嘩になることがある。分離直後は、お互いに手を出してしまうこともあったが、最近は少し冷静に話せるようになってきている。

### ⑧ 親が精神的に安定していること

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 実母の母方祖母への依存傾向は変わらない。ただ、本児のことで祖母と話し合いをする機会が出てきている。

## 「親・家族の社会的状況」

### ⑩ 生活基盤が安定していること（経済面、住居等）

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 経済的には安定。

### ⑪ 公的機関（主に児相相談所）との相談関係が築かれていること

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 児相での面接は継続。実父も数回参加している。夫婦で意見の違いはあるが、児相との関係は良好になってきている。

### ⑫ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること

非該当  
 ? .  1  2  3  4  5  
 具体的に：  
 在宅生活を考えた時点でチェックする。

### ⑬ 適切なサービス（公的・私的）を利用あるいは受け入れる態度

非該当  
 ? .  1  2  3  4  5  
 具体的に：  
 在宅生活を考えた時点でチェックする。

## 「親子関係の状況」

### ⑭ 親子がお互いに安心して過ごせること

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 公的保護後、接触していないため変化はない。

### ⑮ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること

具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 公的保護後、接触していないため変化はない。

### ⑯ 子どもの物理・心理的居場所があること（家族関係や家族状況が調整されていること）

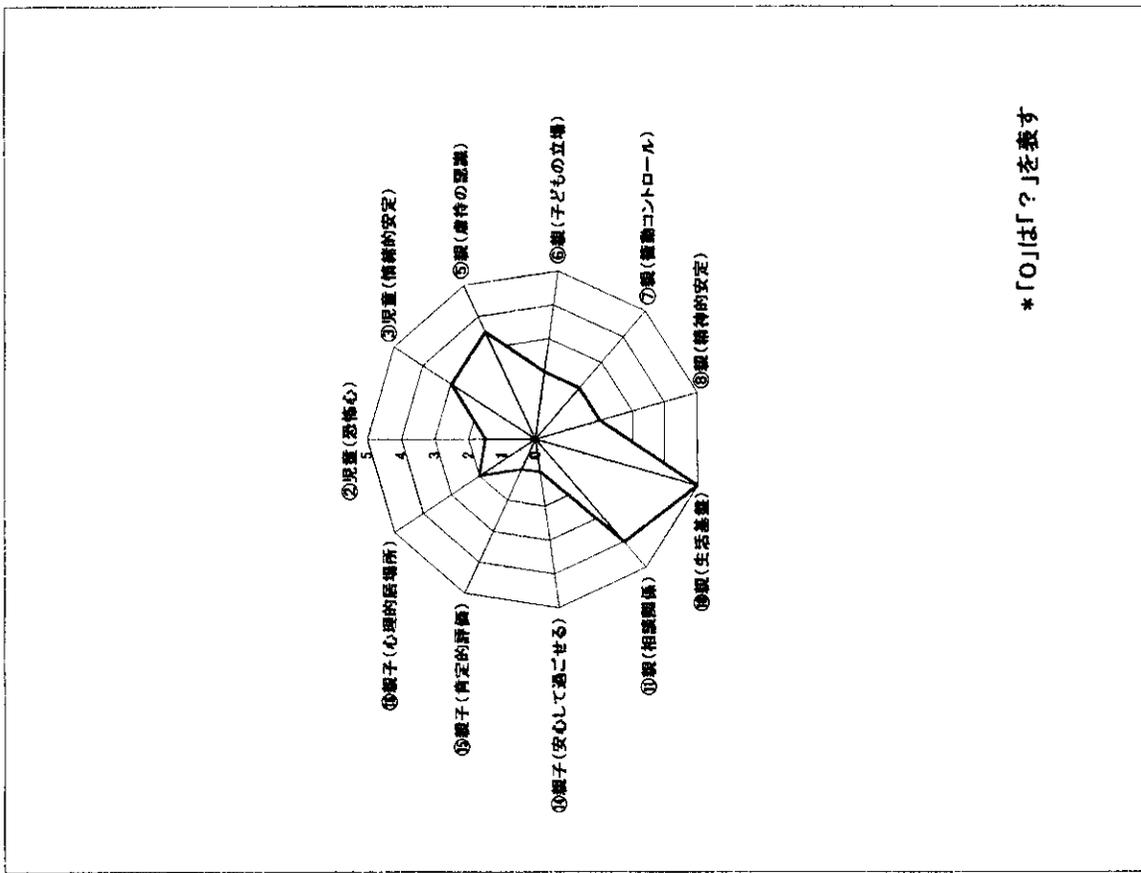
具体的に：  
 ? .  1  2  3  4  5  
 両親共に、いずれは本児を引き取りたいと考えている。それぞれ責任転嫁の姿勢がみえるが、引き取りについては一致しており、面会も望んでいる。

（このチェックリストは、横浜市児童相談所が作成したものを基に作成しています）

家族評価ワークシート(標準用)

児童氏名: A 生年月日: H 年 月 日 3才

記入年月日: H 年 月 日		評価の目的: 面会の可否	
項目		総合評価(方針)	
児	親への恐怖心	1.5	公的保護施設ヶ月経ち、本児の状態が落ち着いてきている中で、両親から面会の希望が出てきており、その可否のための評価。
	対人関係情緒の安定	3	実母の精神科受診により、精神的病気の範囲ではなく、環境的な要因が強いという見立てができた。
	虐待に対する認知	非該当	現状、両親にはまだ育児に対する責任をお互いに転嫁する傾向があるが、児相との関係は良好になってきており、また、実母と相手との間で、相母が今後、育児に協力していくという話し合いが行われてきており、面会にも協力できる体制が整ってきた。
	虚待の専業認識	3.5	実父も、育児は母、という価値観は変わらないものの、実母と育児について冷静に話せるようになってきている。
親・精神的(心理的)状況	子どもの立場理解	2	本児が、施設職員に甘え、退院した後で親の話をしていることは、職員との愛着関係ができてきているという点であり、面会の準備が整ってきても考えて良いと思われ。
	衝動コントロール	2	まずは、母方相母の協力も得ての面会を実施していくことは適切であると思われる。
	精神的安定	2	今後、再接触をどのように行っていくかの具体的なプログラムを両親に提示していくことも必要であろう。
	生活基盤	5	
親・家族の社会的状況	公的機関との相談関係	4	
	地域のモニター機能	非該当	
	サービス利用への態度	非該当	
	安心して過ごせる	1	両親共に、育児に対して責任転嫁があり、自分達が育児を引き受けようとする姿勢にはなっていない。ただ、いずれは引き取りたいと考えており、面会も希望している。
親子関係	互いの肯定的評価	1	
	物理的・心理的居場所	2	



\*「0」は「？」を表す

評価者  
児相担当者  
対策班親指導チーム  
次回評価予定時期 年 月

# 家族支援のためのチェックリスト（標準用）

（整理No. \_\_\_\_\_）

児童氏名： A	：生年月日 4才	：評価回数 3回目	：次回評価 年 月
記入年月日： 年 月 日	：虐待種類 身体	：評価目的	外泊の可否
	：評価者サイン（複数）	評価時期	中期II

## 「児童の状況」

② 親に対する恐怖心の程度（親と安定して向かい合えること）

具体的に：  
 ? . 1 2 3 ④ 5  
 面会・外出を重ねる中で、両親に対する恐怖心はほぼなくなってきている。実母の顔を見ると、すぐに近づいて行き、抱っこを求めるようになってきている。実父に対しても本児の方から近づきようになっている。

③ 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

具体的に：  
 ? . 1 2 ③ 4 5  
 対人関係は改善してきているが、自己主張が強くなってきており、他児とのトラブル時、大きな声を出すようになってきている。

④ 虐待（親子関係不調）に対する認知の程度（自己評価・親評価の修正）

非該当  
 ? . 1 2 3 4 5  
 具体的に：  
 年齢が小さいため、評価は難しい。

## 「親・精神的（心理的）状況」

⑤ 「虐待の事実（親子関係不調）」を認めていること

具体的に：  
 ? . 1 2 3 ④ 5  
 実母は、祖母と一緒に面会してくれていることで、不満が減少。これまでのことについて、自分の責任を感じ始めている。

⑥ 子どもの立場に立った見方・感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）

具体的に：  
 ? . 1 2 ③ 4 5  
 実母は、本児に対して悪かったという思いが強くなってきており、反省する言葉も出始めている。

⑦ 子どもへの衝動のコントロールができること（虐待に至らないこと）

具体的に：  
 ? . 1 2 ③ 4 5  
 面会時、本児ははしゃぐこともあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、現状は面会だけのため、生活を共にした時にどうなるかははっきりしない。

⑧ 親が精神的に安定していること

具体的に：  
 ? . 1 2 ③ 4 5  
 実母は、祖母への依存傾向は変わらないが、協力して貰っていることは感謝し始めている。不満を話すことが少なくなってきている。

## 「親・家族の社会的状況」

⑩ 生活基盤が安定していること（経済面、住居等）

具体的に：  
 ? . 1 2 3 4 ⑤  
 経済的には安定。

⑪ 公的機関（主に児相相談所）との相談関係が築かれていること

具体的に：  
 ? . 1 2 3 ④ 5  
 児相での面接は継続。関係も良好。実母は施設・児相に対して依存的な面を見せるようになってきている。

⑫ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること

非該当  
 ? . 1 2 3 4 5  
 具体的に：  
 帰宅時に保健婦の家庭訪問を予定する。

⑬ 適切なサービス（公的・私的）を利用あるいは受け入れる態度

非該当  
 ? . 1 2 3 4 5  
 具体的に：  
 保健婦の訪問について了承する。

## 「親子関係の状況」

⑭ 親子がお互いに安心して過ごせること

具体的に：  
 ? . 1 ② ③ 4 5  
 面会時は安定している。外出後も本児の状態は安定しており、楽しんでいることが伺われる。

⑮ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること

具体的に：  
 ? . 1 ② 3 4 5  
 本児の自己主張の強さについて、両親はまだ良く理解していないようである。本児は、両親の前では比較的大人しくしている。

⑯ 子どもの物理・心理的居場所があること（家族関係や家族状況が調整されていること）

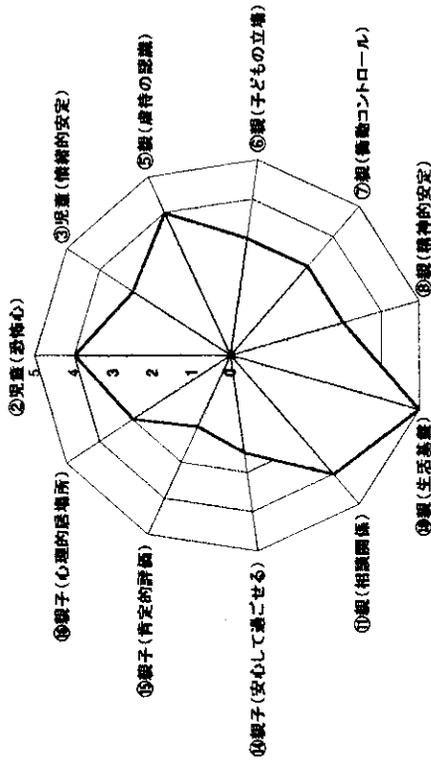
具体的に：  
 ? . 1 2 ③ 4 5  
 面会・外出で、両親は育児に対する自信を持ち始めているようで、外泊の希望が出てきている。両親共に、気持ちの上では本児を受け入れているが、今後、生活場面での関わりが課題である。

（このチェックリストは、横浜市児童相談所が作成したものを基に作成しています）

家族評価ワークシート(標準用)

児童氏名: A 生年月日: 4才

見童氏名: A		生年月日: 4才		評価の目的: 外泊の可否	
項目		チェック表評価		総合評価(方針)	
児	親への恐怖心	4		面会・外出を継続する中で、両親共に育児に対する自信が出てきたようで、今回は外泊の希望に対する評価である。本児は両親に対する恐怖心はなく、甘えが表現できるようになっている。両親も、面会・外出の中では、衝動的な行動はない。	
	対人関係	3		面会時、本児・両親とも安定しており、外出後の本児の行動も落ち着いている。両親は、本児の自己主張の強さについて、発達的な側面であることの理解がまだ十分ではない。両親から外泊の希望が出始めている。両親共に関心の上では本児を受け入れているが、今後、生活場面での日常的なかわりが課題である。	
	情緒の安定	非該当		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	虐待に対する認知	非該当		面会時に本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
童	虐待の専断認識	4		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	子どもの立場理解	3		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	衝動コントロール	3		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	精神的安定	3		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
親・精神的(心理的)状況	生活基盤	5		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	公的機関との相談関係	4		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	地域のモニター機能	非該当		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	サービス利用への態度	非該当		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
親・家族の社会的状況	安心して過ごせる	2.5		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	互いの肯定的評価	2		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	物理的・心理的居場所	3		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	
	親(子どもの立場)	3		面会時、本児がはしゃいで動き回ることがあるが、両親共に衝動的に本児を怒ることはない。ただ、まだ面会だけであり、生活を共にした時にどのようなようになるのかははっきりしない。	



\*「0」は「？」を表す

評価者  
児相担当者  
対策班指導士—ム

次回評価予定時期 年 月

# 家族支援のためのチェックリスト（標準用）

（整理No. \_\_\_\_\_）

児童氏名：	A	：生年月日	4才	：評価回数	4回目	：次回評価	年 月
記入年月日：	年 月 日	：虐待種類	身体	：評価目的	措置停止の可否		
		：評価者サイン	（複数）		評価時期	後期	

## 「児童の状況」

② 親に対する恐怖心の程度（親と安定して向かい合えること）

具体的に：  
 ？ . 1 2 3 4 ⑤  
 外泊後、職員に楽しそうに報告しており、その後の行動にも変化はない。次の外泊を楽しみにしている。

③ 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

具体的に：  
 ？ . 1 2 ③ 4 5  
 自己主張の強さは続いている。他児とのトラブルは減少しているが、時に大声をだすこともある。

④ 虐待（親子関係不調）に対する認知の程度（自己評価・親評価の修正）

非該当  
 具体的に：  
 ？ . 1 2 3 4 5  
 年齢が小さいため、評価は難しい。

## 「親・精神的（心理的）状況」

⑤ 「虐待の事実（親子関係不調）」を認めていること

具体的に：  
 ？ . 1 2 3 ④ 5  
 外泊時にも祖母が協力。実母は、育児について自分の責任を感じ始めている。実父が時に育児に協力する場面も出てきた。

⑥ 子どもの立場に立った見方・感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）

具体的に：  
 ？ . 1 2 ③ 4 5  
 本児の自己主張の強さについて、児相からの説明を理解しようと努力している。ただ、現実的には、どうしてよいか分からないことが多い。

⑦ 子どもへの衝動のコントロールができること（虐待に至らないこと）

具体的に：  
 ？ . 1 2 3 ④ 5  
 外泊時に我を通そうとして大声を出すこともあるが、両親共にそれに刺激されて衝動的になることはない。ただ、どうすればよいか分からない時、児相・祖母・保健婦にSOSを出している。

⑧ 親が精神的に安定していること

具体的に：  
 ？ . 1 2 ③ 4 5  
 祖母への依存傾向は変わらないが、何のとか自分で育児をしようとする姿勢を見せている。時に夫婦喧嘩はあるよう。

## 「親・家族の社会的状況」

⑩ 生活基盤が安定していること（経済面、住居等）

具体的に：  
 ？ . 1 2 3 4 ⑤  
 経済的には安定。

⑪ 公的機関（主に児相相談所）との相談関係が築かれていること

具体的に：  
 ？ . 1 2 3 ④ 5  
 児相での面接は継続。関係も良好。

⑫ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること

具体的に：  
 ？ . 1 2 ③ 4 5  
 保健婦の家庭訪問は継続している。保育園利用方向。

⑬ 適切なサービス（公的・私的）を利用あるいは受け入れる態度

具体的に：  
 ？ . 1 2 3 ④ 5  
 保健婦の訪問受け入れは良好。実母は頼りにしている。保育園へ挨拶に行き、今後のことを相談している。

## 「親子関係の状況」

⑭ 親子がお互いに安心して過ごせること

具体的に：  
 ？ . 1 2 3 ④ 5  
 本児は外泊を楽しんでいる。両親が対応に苦慮することはあるが、SOSも出せており、両親の対応に任せられる。

⑮ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること

具体的に：  
 ？ . 1 2 ③ 4 5  
 本児は、両親の前でも自己主張をするようになってきている。両親はあまり叱らなくなっているが、子どもの発達の側面であることの理解がもう少しである。

⑯ 子どもの物理・心理的居場所があること（家族関係や家族状況が調整されていること）

具体的に：  
 ？ . 1 2 ③ 4 5  
 夫婦間での喧嘩はまだあり、お互いの責任転嫁がぶり返している。ただ、夫婦で育てようとする姿勢は、はっきりしてきている。

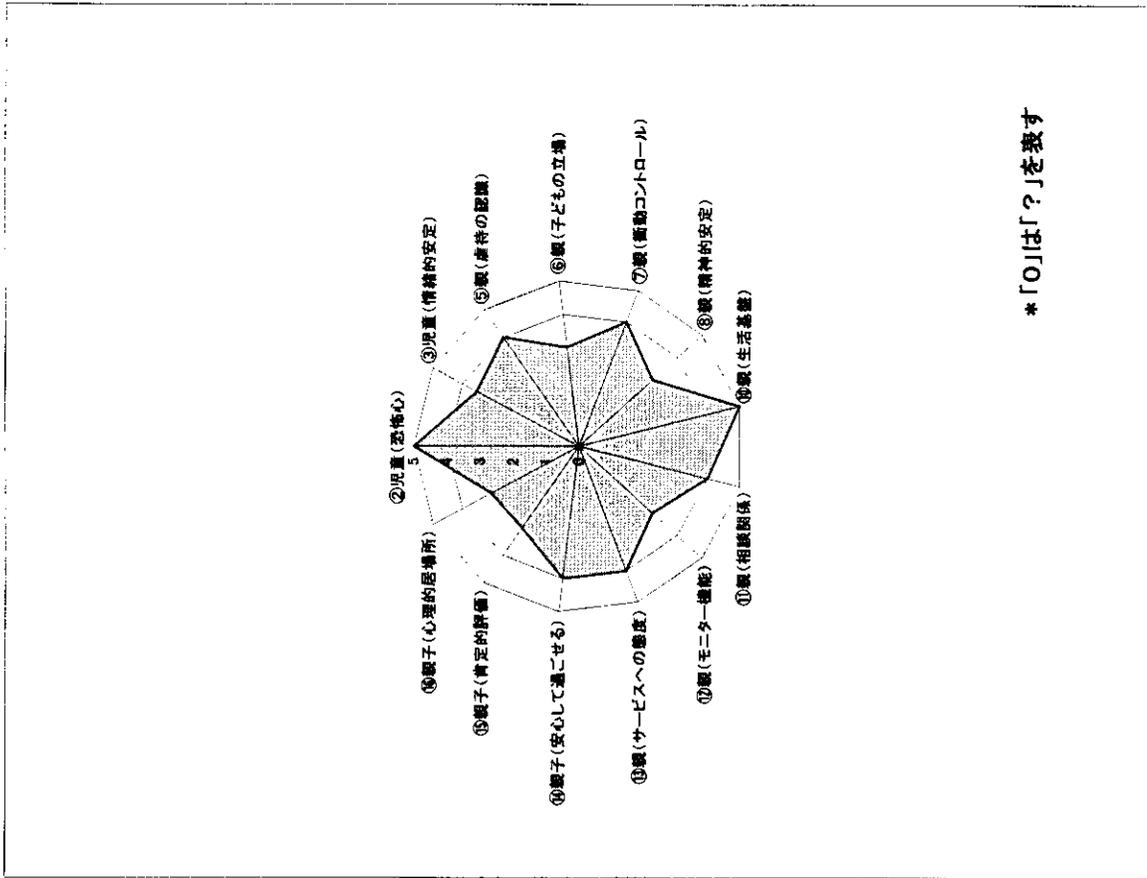
（このチェックリストは、横浜市児童相談所が作成したものを基に作成しています）

家族評価ワークシート(標準用)

児童氏名: A

生年月日: 4才

記入年月日: H 年 月 日		評価の目的: 措置停止の可否
児童氏名: A		総合評価(方針)
1泊の外泊から、外泊の延長を行ってきて、今回は措置停止のための評価である。		1泊の外泊から、外泊の延長を行ってきて、今回は措置停止のための評価である。
詳細であった、 ①本児の発達的な理解は、もう少しだが、児相での面接は継続していく。 ②SOSは、適切に出せるようになってきている。 ③育児に対する自信については、十分ということはないが、育児の責任を自覚できており、実父も協力することが出てきている。		①本児の発達的な理解は、もう少しだが、児相での面接は継続していく。 ②SOSは、適切に出せるようになってきている。 ③育児に対する自信については、十分ということはないが、育児の責任を自覚できており、実父も協力することが出てきている。
現状では、実母が虐待行為に及ぶ危険性はかなり減少したと考えられ、措置停止も可能と思われる。 今後、保育園の利用、保健婦の家庭訪問、児相での継続面談等の支援が必要である。		現状では、実母が虐待行為に及ぶ危険性はかなり減少したと考えられ、措置停止も可能と思われる。 今後、保育園の利用、保健婦の家庭訪問、児相での継続面談等の支援が必要である。
2 親への恐怖心	5	
3 対人関係情緒の安定	3.5	
4 虐待に対する認知	非該当	
5 虐待の事実認識	4	実母の祖母への依存傾向は変わらないが、育児についての責任を自覚してきており、実父にも協力を求め、実父もそれに応える場面が出てきている。本児の自己主張の強さに苦慮する場面もあるが、両親共に衝動的になることはなく、どうすればよいか分からない時は、児相・祖母・保健婦に適切にSOSを出している。
6 子どもの立場理解	3	保健婦の訪問受け入れは良好。実母は保健婦を頼りにしている。
7 衝動コントロール	4	
8 精神的安定	3	
10 生活基盤	5	
11 公的機関との相談関係	4	
12 地域のモニター機能	3	
13 サービス利用への態度	4	
14 安心して過ごせる	4	本児は外泊を楽しんでいる。両親の前でも自己主張するようになってきているが、両親はそれが発達的な側面であることの理解がもう少しである。夫婦喧嘩はあるが、夫婦で本児を育てようとする姿勢ははっきりしている。
15 互いの肯定的評価	3	
16 物理的・心理的居場所	3	



\*「0」は「？」を表す

引き取りに向けてのプログラム I

(\*プログラム I の「X月」は、プログラム II の「X月」と同一)

氏名 : A  
 設定年月日: 平成 年 月 日

項目	時期					
	○月	○月	○月	○月	○月	○月
親子接触	頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)					
児相プログラム	外泊(泊数)/週	①泊 ②(土・日・月) ③				
	親	家訪 (頻度等)	同行(1/週)	保	保	保
	〔家訪については必要に応じてCWも訪問〕	来所 (頻度等)	●	相	相	相
		施設	●	相	相	相
	子	来所	●	相	相	相
〔児相にて母子並行面接〕	家訪	●	相	相	相	
ネットワーク会議	◎					

◎ ~親へのプログラム説明

【方針】

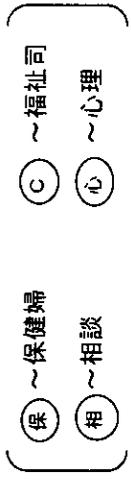
- ・両親の育児に対する自信をつけること。
- ・適切な援助を求めることができるようになること。
- \* ネットワーク会議メンバー(○月)~児相・施設・保健婦(市・県)  
 (○月)~児相・施設・保健婦(市・県)・家児相・保育園等

【プログラム中止・延期の条件】

- ・親が児相との約束を守れない時

【備考】

- ・プログラムの変更する場合、処遇会議(カンファレンス)に随時提出・検討する。



引き取りに向けてのプログラムⅡ  
(プログラムⅡの「X月」は、プログラムⅠの「X月」と同一)

氏名 : A  
設定年月日: 平成 年 月 日

項目	時期					
	X月	○月	○月	○月		
親子接触	頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)					
児相プログラム	面会 (立会者)	頻度は親の意向を尊重し決定 (施設職員)			8月	
	外泊(泊数)/週	②泊(土日月)	②泊と③泊を隔週	②泊と③泊を隔週	④か⑤泊/隔週	
	親	家訪 (頻度等)	家訪 (頻度等)	家訪 (頻度等)	家訪 (頻度等)	
	子	来所 (頻度等)	来所 (頻度等)	来所 (頻度等)	来所 (頻度等)	来所 (頻度等)
		施設	施設	施設	施設	施設
ネットワーク会議	ネットワーク会議 ◎ ◎ ◎ ◎ ◎					

● ◎ ～親へのプログラム説明

【方針】

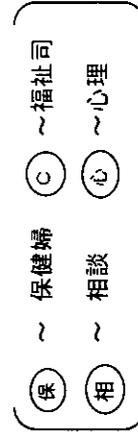
- ・両親の育児に対する自信をつけること。
- ・適切な援助を求めることができるようになること。
- ・ネットワーク会議メンバー(○月)～児相・施設・保健婦(市・県)・家児相(○月)～児相・施設・保健婦(市・県)・家児相・保育園等

【プログラム中止・延期の条件】

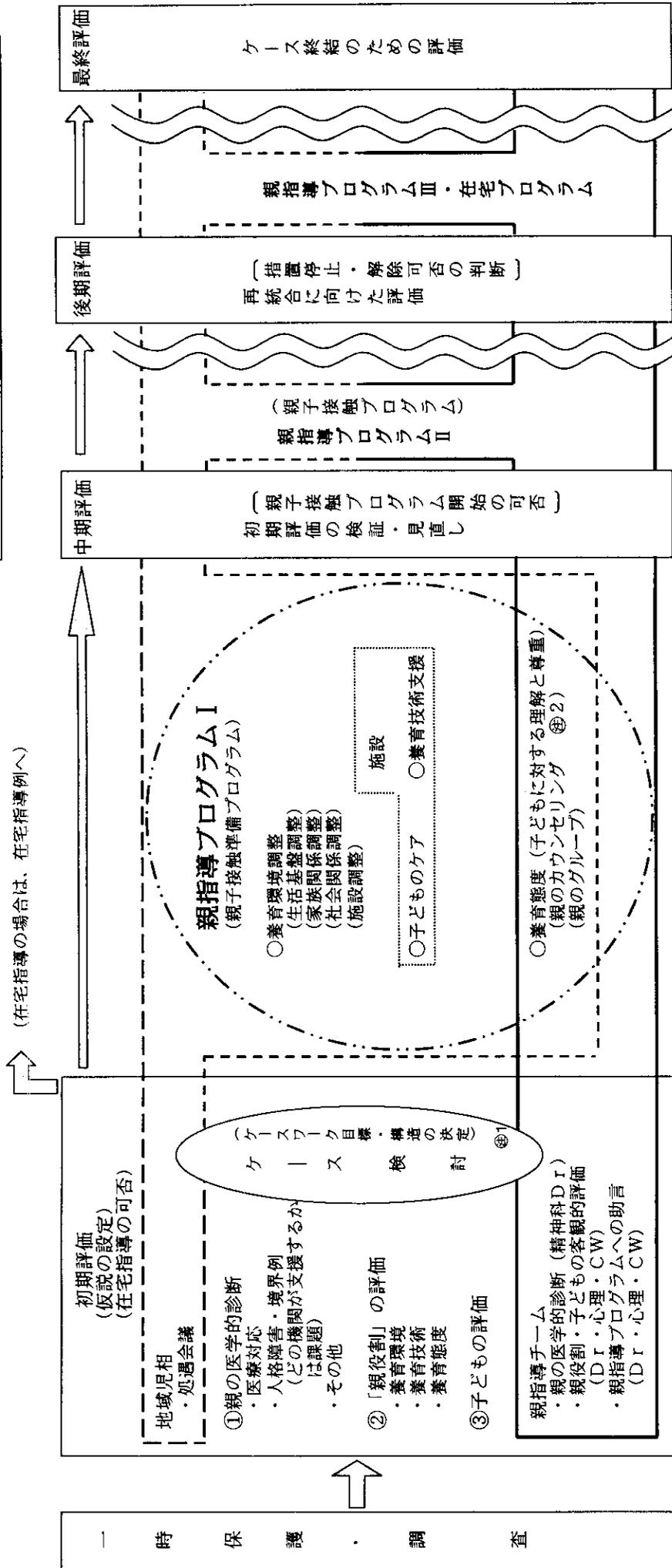
- ・親が児相との約束を守れない時

【備考】

- ・3月からの泊数増に伴い、外泊の曜日設定については両親の希望と施設の意見聴取の上、決定が必要。
- ・プログラムを変更する場合、処遇会議(カンファレンス)に随時提出・検討する。



再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）  
（分離ケースの場合）



\*児童相談所における親指導の定義  
「親」とは「子」と対の関係にあるから、「親指導」とは虐待する人の個人的問題に対して支援することではなく「親としての役割（親役割）」に対して支援することをいう。

\* 養育態度  
子どもを理解すること、個性に合わせたかわり方を行い、肯定的な気持ちを持つてかわることをいう。

① ケースワークの構造とは、いつ・誰が・どの位の頻度でかわるのかを指す。

② ①親のカウンセリングは、地域児相（CW・心理）が親指導チームの助言により実施。  
②地域児相と協議し、親指導チームが同席で行う。

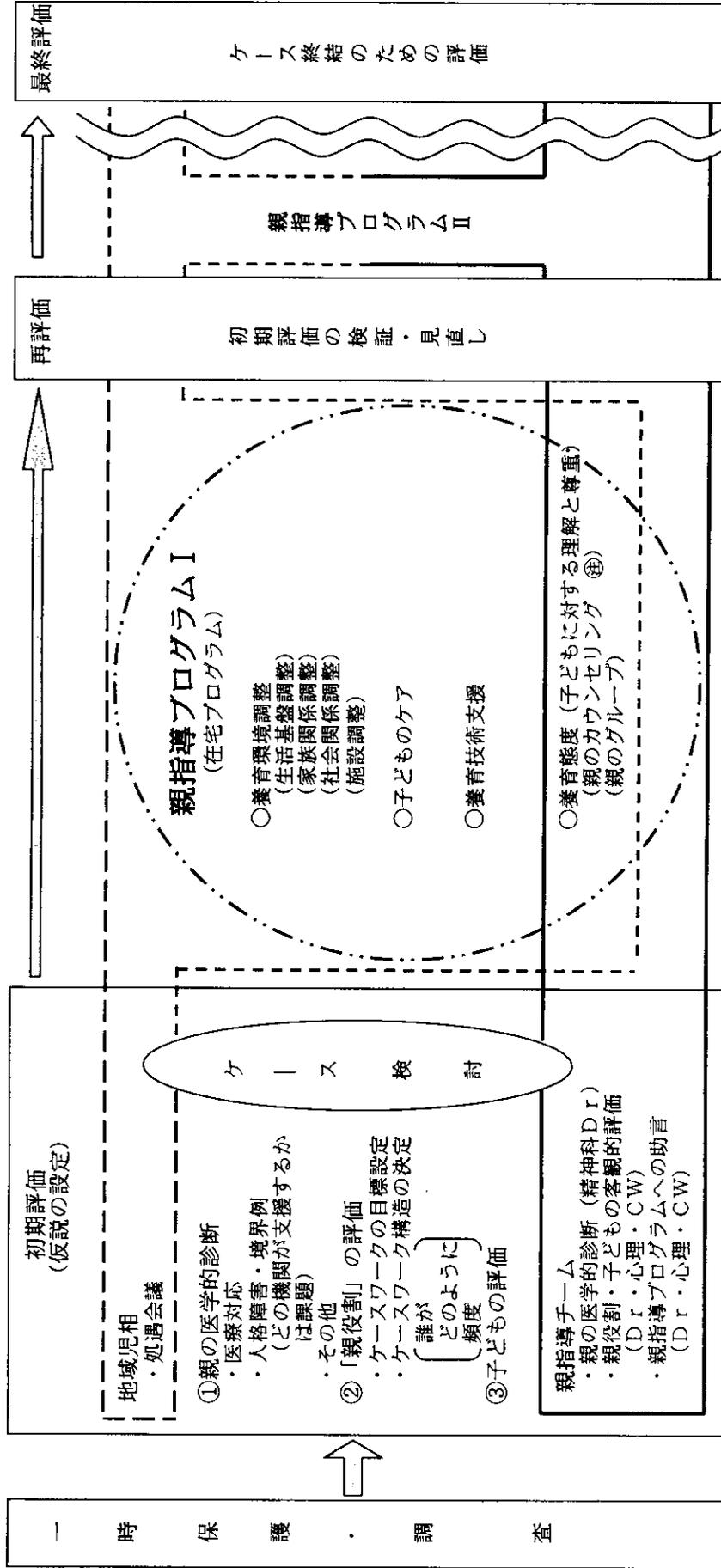
\* 「親役割」  
養育環境を整え、養育技術を用い、子どもを尊重しながら養育することを「親役割」という。

\* 養育環境  
養育空間の整備、家族関係等をいう。

\* 養育技術  
年齢によって内容は違いますが、乳児であればミルクの飲ませ方やあやし方、幼児以降であれば叱り方、ほめ方等、具体的に子どもとかわっていく方法のことをいう。

再統合に向けた標準的な流れの例（親指導チームの役割）

\* 児童相談所における親指導の定義  
 「親」とは「子」と対の関係であるから、「親指導」とは虐待する人の個人的問題に対して支援するのではなく「親としての役割（親役割）」に対して支援することをいう。



\* 「親役割」

養育環境を整え、養育技術を用い、子どもを尊重しながら養育することを「親役割」という。

\* 養育環境

養育空間の整備、家族関係等をいう。

\* 養育技術

年齢によって内容は違いますが、乳児であればミルクの飲ませ方やあやし方、幼児以降であれば叱り方、ほめ方等、具体的に子どもとかがかわっていく方法のことをいう。

\* 養育態度

子どもへの個性を理解すること、個性に合わせたかかわり方をし、肯定的な気持ちを持ってかわることをいう。

㊸ ① 親のカウンセリングは、地域児相（CW・心理）が親指導チームの助言により実施。

② 必要に応じて親指導チームが同席で行う。

～評価のための基準尺度～

【子どもの状況】

① 子どもの健康・発育の状況

\*乳児項目

- |   |
|---|
| 1：健康面・発育面に障害が見られ、継続的な医学的・心理学的アプローチが必要である<br>2：健康面・発育面に環境次第で障害を生じる可能性が高く、継続的なフォローが必要である<br>3：継続的なフォローは必要ないが、健康面・発育面にも注意が必要である<br>4：発育面（健康面）が心配だが、健康面（発育面）は順調である<br>5：健康で発育も順調である |
|---|

② 親に対する恐怖心の程度（親と安定して向かい合えること）

\*乳児・ネグレクト非該当

- |   |
|---|
| 1：親に会いたがらない、もしくは拒否的な態度や強い不安（恐怖、悪夢、夜恐等）を示す<br>2：実際に接触すると、その場や面会后に不安定な状態（拒絶、恐怖、硬直、落ち着きのなさなど）がみられる<br>3：恐怖心は軽減しているが、不安や不自然なようすが垣間見られる<br>4：不安や不自然な様子が多少見られるが、 <u>恐怖心はほぼ消失している</u><br>5：安心・安定した自然な接触が見られる |
|---|

\*下線は、初期評価と非虐待者（配偶者等）の場合削除して考える

③ 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

\*乳児非該当

- |   |
|---|
| 1：対人関係や情緒が不安定で、実生活上も困難性が高い<br>（場合によっては、専門的治療の検討を要する）<br>2：基本的には不安定で、ときに対人的トラブルや精神症状を呈し、不適応状態を認める。職員の適切な助言・対応が必要である<br>3：日常は一応の安定した生活が可能だが、時に情緒不安定な状態を呈する。当面、状態観察が必要である<br>4：ほぼ安定した人間関係や集団適応が可能だが、不安は抱えている<br>5：対人関係や集団適応上はほぼ問題ない。情緒面も安定している |
|---|

④ 虐待（親子関係不調）に対する認知の程度

\*乳児・ネグレクト非該当

（自己評価・親評価の修正）

\*年齢を考慮に入れること

- |   |
|---|
| 1：虐待（親子関係不調）の事実認識が全くない。もしくは誤って理解している<br>2：親とうまくいかない事実認識（施設入所の理由）が曖昧である<br>3：虐待の事実は一応認めているが、自己や親の評価、あるいは親子の問題は曖昧なままである<br>4：親子関係の問題は理解しているが、認知の歪みが残っている<br>5：虐待の事実や親子関係の問題を客観的に認めている |
|---|

\*「虐待に対する認知」とは、親子関係が不調であることを認識することと、（虐待の原因ではなく）虐待行為は虐待者が悪く自分が悪くないと認識すること

【親・精神的（心理的）状況】

⑤ 「虐待の事実（親子関係不調）」を認めていること

- 1：虐待の事実を完全に否定している、もしくは行為自体になんら問題を感じていない
- 2：内心認めていることが推察されるが、態度は曖昧にしたままである（防衛的）
- 3：一応かたちとしては認めているが認識は浅い（解決へ向けた行動はみられない）
- 4：一応の問題認識をもっている（解決への行動もみられる）
- 5：事実として冷静に認め、確かな問題認識をもっている

⑥ 子どもの立場に立った見方や感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）

- 1：自己中心的で、子どもの気持ちの読みとりが全くできない  
（例；「子どもが私を怒らせるから」「子どもが私をバカにしている」など）
- 2：理屈では理解しているが、解決への努力はみられない
- 3：理屈では理解できていても、対応は自己中心的になりがちである  
（解決への努力はみられる）
- 4：自己中心的な見方は残していても、子どもの立場を理解しながら対応できる
- 5：子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる

⑦ 子どもへの衝動のコントロールができること（虐待に至らないこと） \*ネグレクト非該当

- 1：衝動性に気づいておらず、ためらいなく虐待する
- 2：衝動性に気がついていて、虐待に至る可能性が高い
- 3：衝動のコントロールはほぼ安定しているが、虐待に至る可能性も残る
- 4：衝動のコントロールが安定し、虐待に至る可能性は低い
- 5：適切にコントロールできている

⑧ 親が精神的に安定していること

- 1：常に不安定である（場合によっては、治療等の検討を要する）
- 2：ある刺激や状況に対して不安定になりやすい
- 3：通常は安定しているが、子育てに影響するほどの不安定な状態になるおそれもある  
（環境や状況次第で予防は可能である）
- 4：子育ての不安・緊張はあるものの、一応安定している
- 5：安定している

\*乳児・

⑨ 養育の放棄・放任の程度（子どもの生活の無視、犠牲あるいは無関心） \*ネグレクト項目

- 1：子どもの生活が全く保障されていない
- 2：子どもの生活へのかかわりは薄く、衣食住（安全・衛生）への配慮も不十分である
- 3：最低限の衣食住については配慮するが、子どもの生活へのかかわりは不十分である
- 4：子どもの生活へのかかわりはあるが、時に親の生活が優先されがちである
- 5：子どもの生活全般を保障され、子どもの生活へのかかわりもできている

\*「4」以降は、衣食住の保障が前提

\*「子どもの生活」とは、子どもの生活リズムや親との情緒的な交流、教育環境等を含む

\*「親の生活の優先」とは、子どもが必要としている時に、それを無視、あるいは感じることで  
きずに子どもに対応しないことを指す

【親・家族の社会的状況】

⑩ 生活基盤が安定していること（経済面・住居等）

- 1：生活基盤が存在しないか、もしくは子どもが生活していくには全く不適切な環境である
- 2：不安定な生活基盤である
- 3：生活基盤はあるが、条件次第で不安定になることも予測される
- 4：一応最低限の生活基盤が安定して確保されている
- 5：安定した生活基盤がある

⑪ 公的機関（主に児童相談所）との相談関係が築かれていること

- 1：児童相談所に敵意をいだいているか、もしくは関係を築いていくことに拒否的である
- 2：拒否的ではないが、児童相談所からの強力な働きかけが必要である
- 3：不安定だが、児童相談所もしくは関連機関とは一応相談関係はつくりられている
- 4：児童相談所もしくは他の機関と良好な関係が築かれている
- 5：児童相談所のほか、他の関係機関とも良好な関係が築かれている

⑫ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること

- 1：全くない
- 2：期待したいモニター機能はあるものの、不確実もしくは機能していない
- 3：唯一のモニター機能が存在する
- 4：複数の確実なモニター機能が存在する
- 5：モニター機能は必要ない（ただし、⑩が4もしくは5の評価であること）

\*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

⑬ 適切な地域でのサービス（公的・私的）を利用あるいは受け入れる態度

- 1：援助を積極的に拒否し、地域でも孤立した状況である
- 2：援助には消極的に拒否した態度である
- 3：一応援助を求めている態度を示している
- 4：積極的に求めている（依存的要素を含む）
- 5：適宜必要な援助が求められる

\*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

【親子関係の状況】

⑭ 親子がお互いに安心して過ごせること

\*乳児非該当

- 1: 親子どちらか、もしくは双方が強い不安・緊張を示す、あるいは険悪な関係を呈する可能性が高い
- 2: 短時間なら安心して過ごせるが、第三者の介在が必要である  
(職員同席の短時間の面会は可能)
- 3: 多少の不安・緊張はみられるが、一応家族だけで安心して過ごすことはできる  
(面会・外泊は可能だが、持続的で安定した関係はまだ難しい)
- 4: 場面によって緊張を生む可能性はあるが、親の対応に任せられる範囲にある
- 5: 自然な関係の中で、親子が安心・安定して過ごせる

⑮ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること

\*乳児非該当

- 1: 双方もしくはどちらかが、相手に対して(感情的な)非難や否定をしている。もしくは非現実的な理想化をしている
- 2: 双方もしくはどちらかが、現実的なイメージは持っていないが、相手に対する非難や否定は少ない
- 3: お互いに、非難・否定が少なく、現実的なイメージを持ってきている
- 4: お互いに現実的なイメージを持っているが、お互いに確認し合っていない
- 5: お互いに安定した信頼関係(安心感)が築かれている(確認済み)

\*「現実的なイメージ」とは、良い面、悪い面を肯定的に認識していること

⑯ 子どもの物理的・心理的居場所があること(家族関係や家族状況が調整されていること)

- 1: 子どもを物理的・心理的に受け入れる場・姿勢がみられない
- 2: 受け入れる姿勢はあるが、子どもが不安定になる家族の問題が残されている  
(問題意識は希薄である)
- 3: 家族の問題は残されているが、子どもの居場所はある  
(問題意識はある)
- 4: 家族の調整は一応されている
- 5: 家族関係が良好で、子どもにとって快適な居場所が確保されている

\*夫婦関係、きょうだい、祖父母関係等含んで考える

⑰ 親子の非言語的な関わり

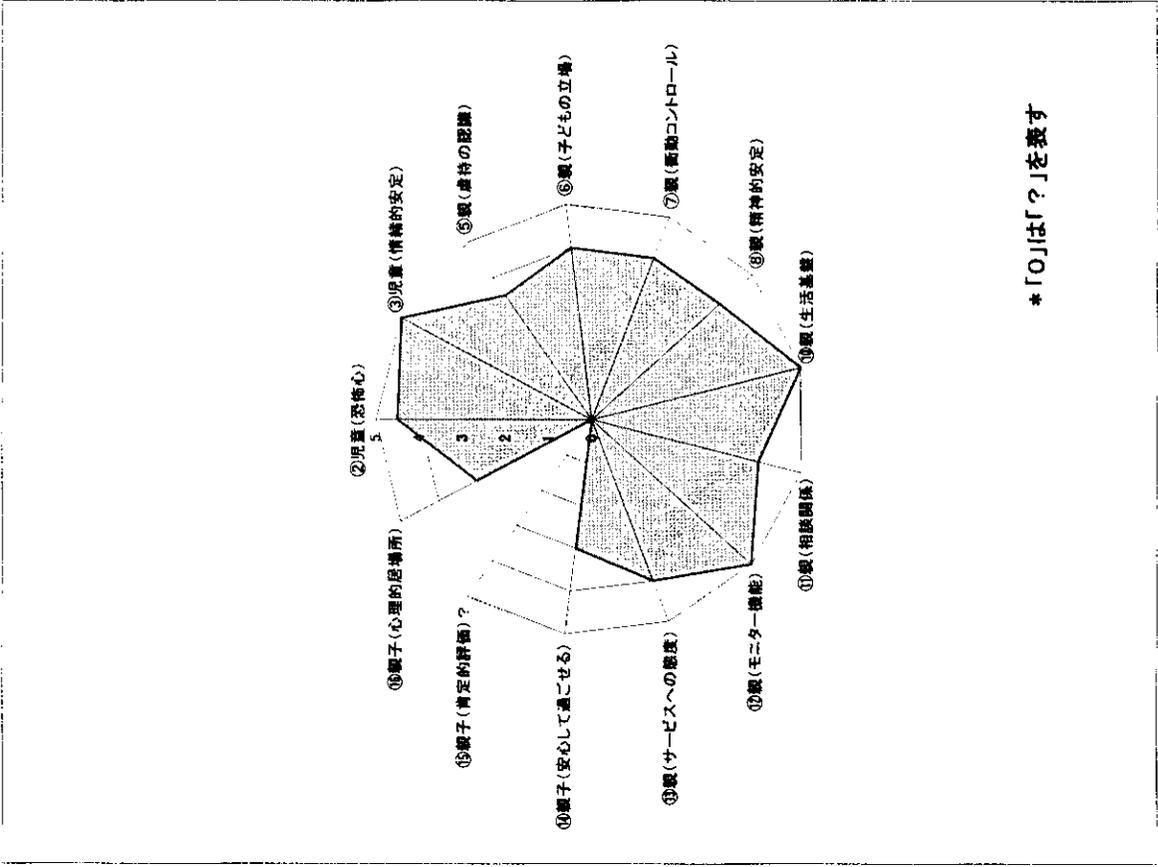
\*乳児項目

- 1: 子どもの行動(泣くことや笑うこと等)があっても、無視・拒絶する
- 2: 子どもの行動に対して敏感ではない。子どもは嫌がる(とまどう)様子を見せる
- 3: 子どもの行動に反応できるが、関わり方はぎこちない。子どもは嫌がらない(とまどわない)
- 4: 不十分だが、比較的良好な親子の相互の反応が認められる
- 5: 子どもの行動に敏感で、親子双方から自然な非言語的なかわりが認められる

\*暴力があれば「0」になる

家族評価ワークシート(標準用)

記入年月日: H 年 月 日		生年月日: 年 月 日	
評価の目的:		総合評価(方針)	
項目	子エック表評価		
2 親への恐怖心	4.5		
3 対人関係情緒の安定	5		
4 虐待に対する認知	非該当		
5 虐待の事実認識	3.5		
6 子どもの立場理解	4		
7 衝動コントロール	4		
8 精神的安定	4		
10 生活基盤	5		
11 公的機関との相談関係	4		
12 地域のモニター機能	5		
13 サービス利用への態度	4		
14 安心して過ごせる	3		
15 互いの肯定的評価	?		
16 物理的居場所	3		
児 童			
親・精神的(心理的)状況			
親・家族の社会的状況			
親子関係		評価者	次回評価予定時期 年 月



## 1 はじめに

家庭内で虐待されていた子どもを保護し、安全の確保のために分離することは児童相談所の機能で可能であるが、その後に保護者との対応に苦慮している例は多い。

特に最近のように保護者の同意を得ない職権での一時保護や児童福祉法第28条の家庭裁判所審判請求などで保護者と対立する場面が多くなると、保護者が激昂して攻撃的になるだけでなく、「早く子どもを返せ。いつ帰すのか。自分達がどうすれば子どもは返してもらえるのか」などと問い詰められることも多くなっている。

このように保護者が自ら援助を求めず、カウンセリングや児童福祉司指導が困難な状況が全国の児童相談所で繰り返されているが、北九州市児童相談所では以下のような考え方で援助を実施した事例があるので報告する。

## 2 虐待をする保護者

子どもを虐待した保護者と言っても、その行為の内容や認識は様々であり、援助者の関わり方も当然違ってくる。そのため次の4つのタイプに分けて援助方法を検討する必要がある。

### (1) 衝動（突発）的暴力

日常的には虐待を行っているわけではないが、積み重なったストレスが急に爆発するなど突然に子どもに対して暴力を振るってしまうが、冷静になると自分の行為を深く反省し、強い罪悪感を抱くタイプである。

この人達には日常的な子育て支援や同じような境遇の人と話し合える場を提供するなど、継続的なサポートが必要である。

### (2) 病理水準1（虐待を自覚したアディクション型）

日常的に虐待行為が行われているが、自分の行為が虐待であるという自覚を持ち、行為は反省するがささいなキッカケで暴力が出たり、ネグレクト状況が改善されないなど、頭では理解しているが行動が変わらず、かえって子どもを虐待することで保護者の心のバランスを保っているアディクション状態である。

このタイプの人達には、子どもの安全を保障しつつ、保護者への治療的な関わりが必要である。

### (3) 病理性水準2（責任転嫁型）

日常的な虐待行為の原因を「子どもが悪い事をした」とか「言っても子どもがしないから」などと子どもの責任として自分の暴力や放任を正当化するが、子どもの起こす不適応行動に困っていたり、周囲から「親の責任」と自分が責められることを気にして、自分から相談機

関を訪ねたり、援助の申し出に対しては拒否しないタイプである。

この人達には保護者への援助的な関わりを続けながら子どもへの援助を平行して行い、保護者の対応方法の変更や親子遊びの提供などを通して親子関係の調整を図る方法が有効である。

#### (4) 病理性水準3（確信的虐待者型）

自分の行為はしつこくであると主張し、「子どもが悪いから」とか「自分もこの子のように親からされて育ったが今では感謝している」など、絶対に考え方を变えず、周囲からの援助の申し出は断り、社会的にも孤立しており、虐待の程度も激しいものが多い。虐待をする保護者の6～8割はこのタイプという印象を持つ。

このような人達には以下のような関わりが必要である。

### 3 職権保護

子どもの安否が確認できない場合や保護者から関わりを拒否されたがそのまま放置できない場合などでは、積極的な職権による一時保護が必要である。つまり、自ら援助を求めず、援助側の申し出を拒否する病理性水準3の保護者への指導を考えるならば、子どもを職権で保護することが出発点であり、援助的な関わり方ではほとんど効果は期待できない。

そのため以下の説明は、子どもを一時保護したり施設入所中であるという前提で行う。

### 4 手紙の交付

職権保護に際しては「一時保護決定通知書」を渡しているが、この理由の欄には「子どもの安全確保のため」とか「緊急保護」などごく簡単に書いており、保護者への説明としては不十分である。

しかし児童相談所が子どもを保護したと分かると、保護者の多くは激昂し、児童相談所に激しい口調で抗議をし、時には暴力的な行為も見られる。その時には警察などの協力を頼みながら対応し、保護の理由や今後の見通しなどについても説明する。

しかしその中には、2度3度と説明しても全く話を聞こうとしない保護者や、電話等で説明したことが他の家族には曲解されて伝わる保護者などもある。その場合、児童相談所の意図を明確に家族や親族に伝えるために手紙を交付することがある。

その場合、公文書ではなく「担当者個人のメモ」としている。内容は以下の通りである。

#### (1) 児童相談所が緊急保護を実施するに至った理由

例えば、顔を叩かれた跡がある、大声で長時間叱る声が聞こえる、不衛生な状況が全く改善されない、など。

#### (2) 当面の児童相談所の方針

例えば、しばらくの間子どもを一時保護する、保護者の話も十分聞きたい、関係者の

話も聞きたい、子どもの安全を確保しながら家族関係の調整を図りたいなど。

### (3) 保護者へのお願い（提案）

例えば、話を聞きたい、家庭環境を清潔にして欲しい、他のきょうだいを学校等にキッチンと通わせて欲しい、断酒会への出席や精神科への受診をお願いしたい

など、児童相談所としての判断や今後の援助プランなど、口頭で説明していることを文章化しただけで、当初からあまり詳しく書く必要はなく、またあくまで児童相談所からの提案であって、この手紙自身が実行を迫るものではない。

これは、将来的には保護者の側が裁判等で名誉毀損や不服申立等をする可能性もあるため、手紙の内容はあくまで断定ではなく、「現在の情報での判断で今後詳しく話を聞きたい」や「提案ですが以下のようなことをお願いできないかご検討下さい」などの表現が適切と思われる。

## 5 治療プログラム（帰すべき条件）の提示

虐待事実を認めなくても、保護されている子どもを引き取るために、引き取りに向けての保護者の条件整備を提案すると、それに従う保護者は多い。逆に児童相談所が保護者の引き取りの申し出に対して「まだ時期が早い、もう少し待って」と言うだけでは保護者を納得させることは困難である。

例えばホームレス状態にあったAさんに対しては

- ・生活できる家を確保すること
- ・健康保健を作ること
- ・定職を確保すること
- ・保育所に通わせる手続きを準備しておくこと

などを提案した。

また精神的に不安定なBさんに対しては、

- ・精神科クリニックへの継続的な通院
- ・保健婦さんの定期的な家庭訪問の受け入れ
- ・児童相談所への定期的な通所カウンセリング
- ・他のきょうだいを休ませずに登校させること

などを引き取り検討の条件とした。

逆に、以上のような条件を提示し、これらの条件が満たされていなければ、いくら強引に引き取りを要求しても児童相談所としては一時保護や措置の解除はできないことを伝える。同時に児童相談所としては、これらの条件が整うように保護者を援助することで、保護者との信頼関係を作ることができる。また少なくとも、虐待の有無の事実関係については認識の差が大きくても、帰すための条件作りという土俵の上では、話し合いも可能になる。